

豊橋市立小沢小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

- ・いじめは、どの子にもどの学級にも起こり、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- ・本人がいじめられたと感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても「いじめがあった」という認識をもち、常に被害者の立場になっていじめの把握に努める。
- ・「暴力を伴わないいじめ」は目に付きにくい上に、すべての子どもが巻き込まれる可能性が高いため、とりわけ注意が必要である。
- ・いじめは「被害者」と「加害者」だけでなく、周りではやしたてる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」との4層の構造をもつ。
- ・特別な教育的配慮が必要な児童、「性的マイノリティー」である児童、いわゆる「LGBT」のようだとされる児童などについては、児童の背景を十分理解した上での対応が必要である。

(2) いじめに対する基本姿勢

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

(3) 安全・安心に生活できる学校づくり

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本市においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、低中高学年団主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート、hyper-QUや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行

い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく温かい学級づくりを進める。
- イ 児童が主体的に取り組める活動を展開し、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 6年生においては、学級で行ったハイパーQUの結果も利用しながら学級づくりをすすめる。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（月1回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備したり、常に全職員が児童の話に耳を傾ける姿勢を心がけたりすることで、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。
- オ 「いじめ早期対応のチェックポイント」を用いて、定期的に全職員で実施する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署とも連携して行う。

4 いじめ防止に関わる年間計画

	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	「生活サポート委員会」	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会 ○浜っ子班遠足 ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめアンケート	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観 ○家庭訪問
5月	○運動会応援合戦	○いじめアンケート	○現職研修①(子供理解と学級づくり)	○運動会
6月	○豊橋学校いのちの日(講話) ○命にかかわる授業 ○保健指導(健康づくり)	○いじめアンケート hyper-QU	hyper-QUの分析	○いものつるさし ○フリー参観日 ○学校評議員会
7月				○個人懇談会
8月			○夏休み前の取り組み 検証・中間評価・見直し	
9月		○いじめアンケート ○身体測定		
10月		○いじめアンケート	○現職研修②(ケース会議)	
11月	○五並中との音楽交流会 ○学芸会	○いじめアンケート		○学校評議員会 ○学芸会
12月	○人権週間(講話) ○赤い羽根募金活動	○いじめアンケート	○学校評価のアンケートの実施	○個人懇談会 ○持久走の会(豚汁)
1月	○感謝の会・餅つき集会	○いじめアンケート ○身体測定	○自己評価	
2月	○道徳(情報ネットモラル)	○いじめアンケート		○学校公開日 ○学校評議員会での「自己評価」への評価
3月	○6年生を送る会	○いじめアンケート	○学校関係者の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○学校新聞・ホームページ公開
通年	○集会における校長の講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○朝の健康観察 ○SCによる相談 ○生活作文・日記 ○情報交換会	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○挨拶運動

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 改定された国の基本方針に沿って、学校いじめ基本方針の改定を図る。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気をつけている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けぬ雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

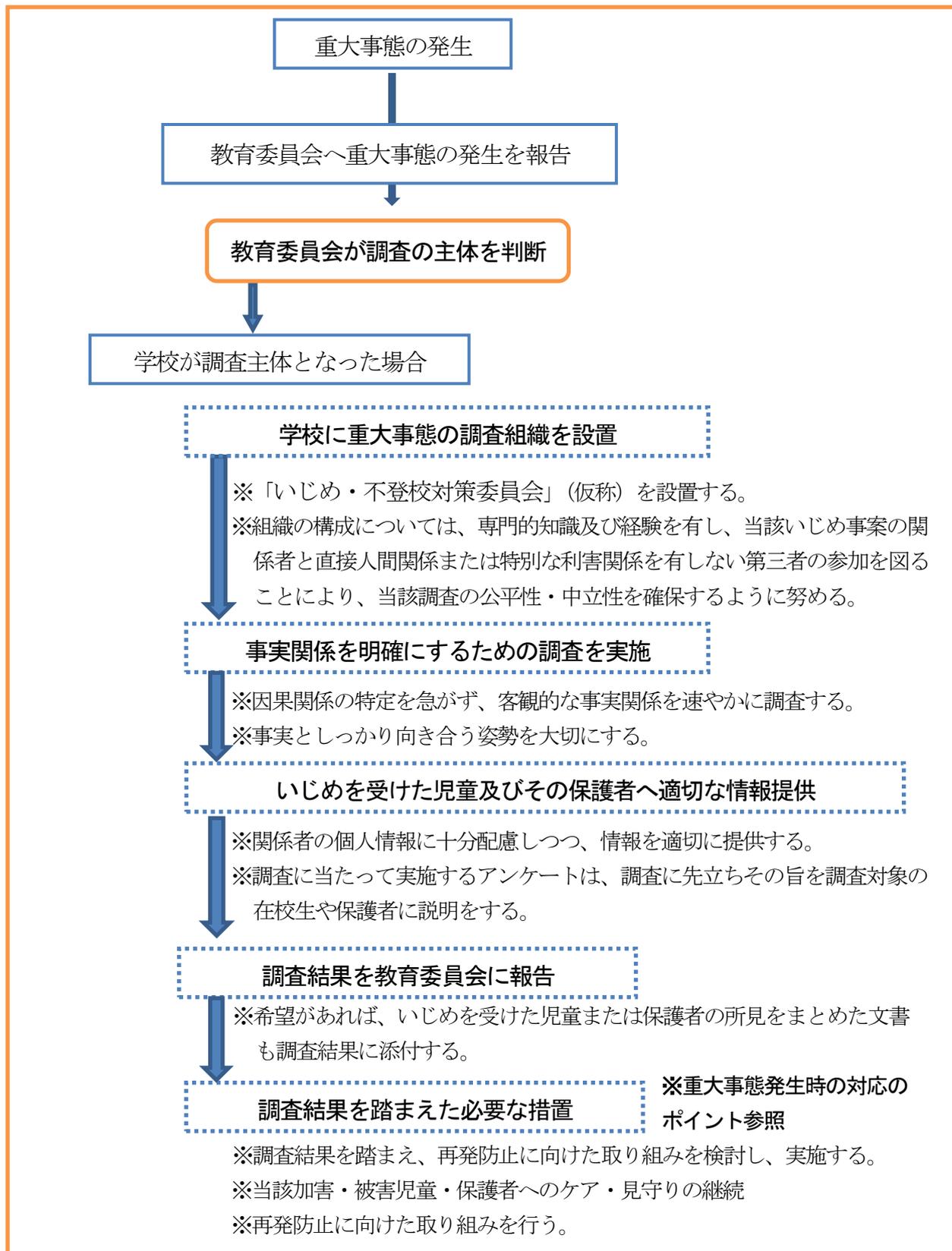
●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

【重大事態発生時の調査対応図】



小沢小学校
いじめ防止基本方針

平成29年4月5日

(最終改定)

平成30年4月5日